

平成 28 年

1 月

なかたね

農業委員会だより



◆◆◆主な内容◆◆◆

- ◇新年のごあいさつ・・・2
- ◇農業委員担当地区・・・3
- ◇農地について・・・4～5
- ◇農業者年金・・・6
- ◇農業委員活動報告・・・7
- ◇全国農業新聞・・・8

Have a happy new year!

新年のごあいさつ

2016年もよろしく申し上げます!!



中種子町農業委員会会長

濱脇 嘉則

プエンドウ等の園芸作物も、さらなる生産振興が図られることを期待しています。

さて、TPP交渉の大筋合意を踏まえて、国内対策が議論されています。「生産者の不安を解消する経営安定対策」、「競争力・体質強化対策」等が、早急に必要とされています。農業従事者の高齢化や担い手の減少、異常気象の多発、有害鳥獣増加などの課題は山積している中で、今後の展開の行方が心配されます。

来年4月に施行される「農業委員会等に関する法律」の改正法では、農業委員は、公選制から町長の選任制に変わり、地域から選ばれる農地利用最適化推進委員が新設されます。

農地パトロールなどによる農地利用の総点検を基礎にしながら、遊休農地の発生防止に務め、利用集積を農地中間管理機構、農業公社などの関係機関と共にさらに進めていきます。そして受け皿となる認定農業者などの担い手農家の確保・育成の取り組みがさらに大切になっていくと思われまます。今後も行政や関係機関との連携を図りながら、委員・事務局が一体となって農業の振興に努めて参ります。今年の豊作と皆さまにとりまして良い年でありますことをご祈念申し上げます、新年のごあいさつといたします。

明けましておめでとうございます。

皆さま方におかれましては、ご家族おそろいで輝かしい新春を迎えられたことと心からお慶び申し上げます。

日ごろから農業委員会活動にご理解とご協力を賜り深く感謝申し上げます。

収穫が始まりましたさとうきびは、株出しの萌芽不良、6・7月の低温・長雨の影響で昨年同様の低単収が予想されます。高糖度での販売と来年度の生産回復を心から願っています。

また、子牛価格は飼育頭数の減少から高値での取り引きが続いています。これからも安定した価格が長期間続くことを願うものです。安納芋、レザリーフファン、スナッ

農業員一同



上段左から小山田弘幸さん、日高信行さん、赤坂寅秀さん、上妻廣美さん、石堂季男さん、鮫島安平さん
下段左から下村直義さん、雨田勇さん、戸田和代さん、濱脇嘉則さん、鮫島達さん、日高隆克さん、久保田純一さん

農業委員名簿と担当地区をご紹介します!!

氏名	電話番号	担当集落	氏名	電話番号	担当集落
濱脇 嘉則	27-2805	下田・伊原・横町・栄町 大牟礼	鮫島 安平	27-1973	上方・旭町
鮫島 達	27-7563	牧川・浜津脇・砂中 上之城・坂元・竹之川 広野・深久保	久保田 純一	27-3140	郡原・古房・戸畑・向井町
石堂 季男	27-1782	中山・大平	上妻 廣美	27-8057	阿高磯・屋久津・衣之平 梶潟・長谷・原尾・中田
雨田 勇	27-0551	池之向・松原・伏之前	日高 信行	27-3802	原之里・平鍋・春田 宝来
赤坂 寅秀	27-2208	田島・東目・西之山・輪之尾 美座・西之町・東之町・女洲 南界園	下村 直義	27-2791	畠田・町山崎・阿曾 広ヶ野・つまべに苑
小山田 弘幸	27-9342	塩屋・新町・熊野・今熊野 本村・向町	日高 隆克	27-2121	満足山・竹屋野・高峯 阿保
戸田 和代	27-7155	中之町・池之平・二十番 秋佐野	※農業に関するお悩みは、各担当地区委員へお気軽にご相談ください。		

農地の効率的な利用と
食料の安定供給の確保をめざす

農地法をご存じですか？

農地の売買や貸借をする場合は、 農地法第3条許可申請が必要です

農地を売買などで取得したり、貸借によって借り受けたりする場合は、農業委員会の許可が必要となります。

個人間での農地の貸し借りによるトラブルの相談が、農業委員会に寄せられています。こうした問題をなくし、農地等の財産を安全に管理するために、農業委員会を通じて貸し借りを行うようにしましょう。

※農業委員会の許可のない農地の貸し借りは、経営面積の対象になりませんのでご注意ください。

農地を転用する場合は、 農地法第4条・第5条許可申請が必要です

農地の転用とは、農地を住宅用や畜産施設、道路、駐車場などの農地以外の用途で使用することです。

なお、一時的に資材置き場や仮設事務所、砂利採取場などに使用することも含まれます。

↳ 転用方法

(農地法第4条許可申請)

① 農地の所有者が自ら農地を転用する場合

(農地法第5条許可申請)

② 他人の農地を売買等により転用する場合

※農地を転用する場合は、農地法以外にも農振法等の許可が必要な場合がありますので、早めに農業委員会及び農林水産課にご相談下さい。

再生しよう!

遊休農地

所有者のみなさんへ

遊休農地は地域に迷惑をかけています!

農地を適切に管理しましょう



病害虫の発生



鳥獣害の発生

その他

- ・産業廃棄物等の不法投棄
- ・火災の発生
- ・雑木雑草の繁茂

遊休農地を放っておくと法的措置がとられます!!

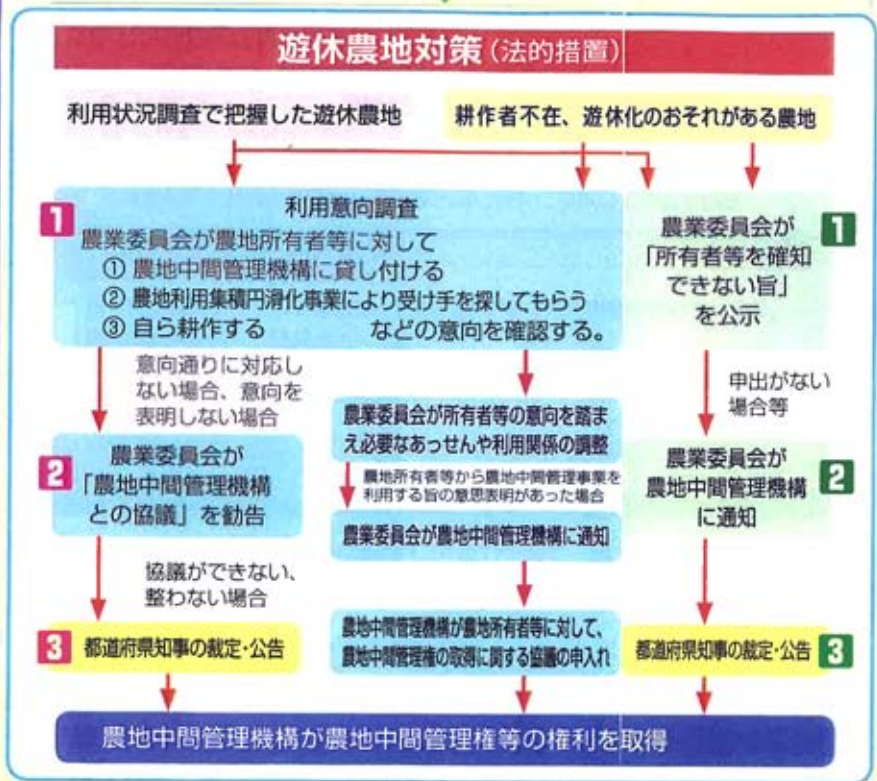
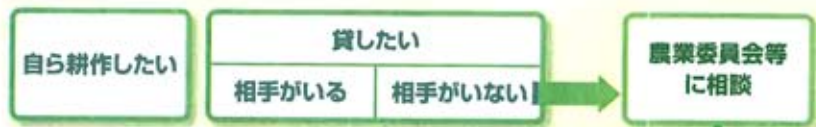
農業委員会は全ての農地の利用状況を調査し、把握しています。遊休農地の所有者にあらかじめ農地活用の意向確認をします。

遊休農地を「耕作する」、「人に貸す」等の希望があっても、そのままにしている場合には農業委員会が法律（農地法）にもとづいて指導・勧告等を行います。



遊休農地活用の方向性を決めよう

「自分では耕作できないし、農地を使ってくれる方が見つからない場合」は、農業委員会等に相談し、耕作者を探してもらいましょう。また、農地の利用者を確保するためには、農地をまとめて、効率的な営農が出来る条件を整えることが大切です。そのために、地域の話し合いにより「人・農地プラン」を作成しましょう。



農地法の改正により平成26年度から遊休農地対策が強化されています。

農業委員会では遊休農地の解消に向け、全力で取り組んでいます!!

老後の生活を安心サポート!

農業者年金

3つの要件を満たせば
どなたでも加入できます!
(通常加入の場合)

60歳
未満

国民年金
第1号
被保険者

年間
60日以上
農業従事

特徴

1

少子高齢時代に
強い年金です。

- ★積立方式の確定拠出型年金です。
- ★加入者・受給者数に左右されない、安定した制度です。

特徴

2

終身年金で
80歳までの保証付き。

- ★年金は生涯受給できます。
- ★仮に加入者・受給者が80歳前に亡くなった場合でも、80歳までに受け取るはずであった農業者老齢年金の現在価値に相当する額が死亡一時金として支給されます。

特徴

3

公的年金ならではの
税制上のメリットが
あります。

- ★支払った保険料は全額(最高80万4千円)が社会保険料控除の対象になり、所得税・住民税の節税につながります。

特徴

4

通常加入なら、
保険料の額は
自由に選べます。

- ★月額2万円から6万7千円まで千円単位で選択できます。

特徴

5

政策支援加入なら、
保険料の国庫補助が
あります。

- ★一定の要件を満たした意欲ある担い手は保険料の2割、3割、5割の補助が受けられます。
- ★補助を受ける場合の保険料は月額2万円に固定されます。

お問い合わせ先 ○中種子町農業委員会 電話：0997-27-1111 (内線 227)
○J A 種子屋久くまげ地区本部 電話：0997-27-1212

農地パトロールを実施

8月21日、農業委員13名と事務局3名による農地パトロールを実施。9月から10月で各委員がそれぞれの担当地区を協力員と一緒に利用状況調査も行いました。



農業者年金受給者会総会

7月2日、グリーンホテルさかえで、農業者年金受給者会総会を開き、すべての議案が賛成多数で承認されました。総会后、笹川満夫氏を講師に迎え、「認知症の父を自宅で介護して」と題し、歌謡ショーを交えた講演で会場も大いに盛り上がりました。



熊毛地区農業委員研修会

11月5日、屋久島町に於いて1市3町の農業委員及び農業委員会職員による熊毛地区農業委員・職員研修会がありました。農地中間管理事業の推進・農業委員会を取り巻く情勢と当面する課題について・農地利用最適化の推進・農地法の実務について・農業振興地域の整備に関する法律の概要などの説明があり、その後意見交換会が行われました。



農業委員先進視察研修

10月2日、鹿屋市にて農業の先進技術をほこる大隅加工技術研究センター及び農産物の生産・加工・バイオ事業など、主にサツマイモを中心に苗の普及を全国展開しているアネット有限会社の視察研修を行いました。品種開発や生産・加工・製造・販売などのラインを見学でき、貴重な研修となりました。



農業者と語る会

10月21日、農業者と農業委員との意見交換会が行われ、認定農業者とTOPS 3000の方が参加しました。

最初に農業委員会事務局から農地法等について・遊休農地対策について・鳥獣害対策についての説明があり、その後農地の集積や農作業に携わる中での疑問点など、予定時間を越えての意見が交わされました。

農業後継者の方々の参加に心強さと、これからの飛躍を期待し、この会を終えることでした。

※TOPS 3000とは

種子島・オーギ・プロフェッショナル・後継者 中種子在住の若手の集まりでオーギ3000町歩をめざしています。

現在の中種子町の会員は23名です。



全国農業新聞

全国農業新聞は、農業者の公的代表的機関である農業委員会系統組織が発行する農業総合専門誌です。「週刊」の時間を生かし、情報が分かりやすいように、解説的にまとめています。また、多くの読者の皆さまに満足していただけるよう、家族全員が楽しめる記事も充実しています。みなさんの購読のお申し込みをお待ちしています。

- 地方版で身近なニュースもお伝えします。
- 毎週金曜日発行
- 購読料は月額700円（送料・税込み）。
- 購読の申し込みは農業委員会または、お近くの農業委員へお気軽にご連絡下さい。

平成28年1月7日

発行・編集：中種子町農業委員会

TEL 0997-27-1111（内線227・277）FAX 0997-27-3634

なかたね
農業委員会だより
2016.1